

解雇・雇止めにより住居を喪失した非正規労働者等に対する支援

対象者に対する相談支援

相談体制の整備(12/15～)

- 全国のハローワーク(190か所)において、住宅と安定就労確保のための相談支援
- 社員寮付きの求人や住み込み可能求人の情報提供、職業相談及び職業紹介

就職安定資金融資(12/15～)

- ハローワークを窓口として労働金庫が貸付

- ・入居初期費用(上限50万円)
- ・家賃補助費(上限6万円×最長6ヶ月)
- ・生活・就職活動費(上限100万円)

※雇用保険受給者は入居初期費用(上限50万円)と生活・就職活動費(上限10万円)

※貸付後6か月後に就職した場合、一部返済免除

融資実行件数=1,519件

雇用促進住宅への入居(12/15～)

- 雇用促進住宅の最大限活用、ハローワークを相談窓口とし、迅速な入居の促進

入居決定件数=3,292件

事業主に対する働きかけ

住宅の継続使用の要請(12/9～)

- 各労働局、ハローワークにおいて、社員寮への入居継続を可能とするよう事業主に対する要請
- 併せて、厚生労働大臣から経済団体等に対する要請

住宅の継続貸与事業主への助成 (第2次補正予算により措置)

- 雇止め・解雇を行った派遣労働者等に対して、離職後においても、引き続き住宅を無償で提供する事業主への助成

- ・対象労働者1人につき1か月あたり
上限4～6万円×最長6ヶ月

※12月9日以降住宅を提供した事業主に対して適用

(注)太字は1/30までの実績